

みなかみ町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例施行規則

令和4年6月7日

規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、みなかみ町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例（令和4年みなかみ町条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(抑制区域)

第3条 条例第9条第2項に規定する抑制区域は、別表1のとおりとする。

(許可の申請)

第4条 条例第10条第1項の許可を受けようとする者は、事業計画の許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 立地環境に関する概要書（様式第3号）
- (3) 事業区域に係る位置図
- (4) 土地利用計画平面図及び事業区域図
- (5) 造成計画平面図及び断面図（土地の造成を行う場合）
- (6) 事業区域に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (7) 事業者及び工事施行者の登記事項証明書、定款及び会社の概要（これらの者が個人である場合にあっては、当該者の住民票）
- (8) 事業費の見積書及び資金を裏付ける書類（残高証明書及び融資証明書）
- (9) 事業区域の境界の立会い及び確認を裏付ける書類
- (10) 排水計画平面図、断面図及び流量計算書
- (11) 再生可能エネルギー発電設備の構造図、立面図及び着色した透視図
- (12) 擁壁の背面図、断面図及び安定計算書（擁壁を設置する場合）
- (13) 事業区域の撮影方向を図示した現況写真
- (14) 事業者及び工事施行者が条例第11条第2項第3号に該当しないことを誓約する書類

(15) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条4項に規定する認定の通知の写し、その他関係法令等の許可証等の写し

(16) 委任状（代理人が届出する場合）

(17) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(18) 事前協議終了通知書の写し

（許可の基準）

第5条 条例第11条第1項に規定する規則に定める許可の基準は、別表2のとおりとする。

（審議会の議）

第6条 審議会は、開催日から起算して60日前までに条例第10条第1項に規定する許可の申請（以下「許可申請」という。）又は条例第14条第1項に規定する変更許可の申請（以下「変更許可申請」という。）があったものを調査審議する。

2 町長は、条例第11条第3項に規定する審議会の議を経ようとするときは、付議書（様式第4号）により付議するものとする。

3 付議書には、許可申請又は変更許可申請に対する町長の意見を付するものとする。

4 審議会は、付議された許可申請又は変更許可申請の内容が町民の生命及び財産の保護並びに良好な自然環境及び生活環境の保全上支障があるか否かを審査するものとする。

5 審議会は、付議された許可申請又は変更許可申請について議決をしたときは、その内容を記載した答申書（様式第5号）を町長に提出するものとする。

6 町長は、答申書の提出があったときは、その内容を十分に参酌した上で、事業計画の許可又は不許可を決定するものとする。

（事前協議の届出等）

第7条 事業者は、条例第12条第1項に規定する届出を行うときは、事業計画に係る事前協議書（様式第6号）に第4条第1号から第17号に掲げる書類を添付し、町長に提出するものとする。

2 条例第12条第3項に規定する指導及び助言は、審査指示書（様式第7号）により行うものとする。

3 条例第12条第5項に規定する報告は、審査指示事項報告書（様式第8号）により行うものとする。

4 条例第12条第6項に規定する届出の取り下げは、事前協議取下書（様式第9号）により行うものとする。

5 条例第12条第7項に規定する届出は、事前協議変更届（様式第10号）に変更内容が確認できる書類を添えて行うものとする。

6 条例第12条第8項に規定する通知は、事前協議終了通知書（様式第11号）により行うものとする。

（予告標識）

第8条 条例第13条第1項に規定する予告標識（以下この条において「予告標識」という。）は、再生可能エネルギー発電設備設置計画についてのお知らせ（様式第12号）とする。

2 事業者は、予告標識を設置したときは、予告標識設置報告書（様式第13号）に次に掲げる書類を添付し、当該予告標識を設置した日から起算して3日以内に町長に報告しなければならない。

(1) 予告標識を設置した場所が明示された図面

(2) 予告標識の設置の状況及び予告標識に記載された内容が分かる写真等

3 事業者は、前項の規定により報告した内容に変更が生じた場合は、予告標識設置変更報告書（様式第14号）に次に掲げる書類を添付し、当該予告標識の内容を変更した日から起算して3日以内に町長に報告しなければならない。

(1) 変更後の予告標識を設置した場所が明示された図面

(2) 変更後の予告標識の設置の状況及び予告標識に記載された内容が分かる写真等

（説明会の開催）

第9条 事業者は、条例第13条第1項に規定する説明会を開催したときは、説明会開催報告書（様式第15号）に次に掲げる書類を添付し、当該説明会を開催した日から起算して7日以内に町長に報告しなければならない。

(1) 説明会で配布した資料

(2) 説明会出席者名簿

(3) 説明会議事録

(4) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（地域住民等との協議）

第10条 事業者は、条例第13条第3項に規定する協議を行ったときは、協議結果報告書（様式第16号）により、当該協議が終了した日から起算して7日以内に町長に報告しなければならない。

(変更許可の申請)

第11条 条例第14条第1項の変更の許可を受けようとする者は、事業計画の変更許可申請書(様式第17号)に変更内容が確認できる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(許可通知及び許可しない旨の通知)

第12条 町長は、許可申請又は変更許可申請があった場合は、許可をするときは許可通知書(様式第18号)により、許可をしないときは許可しない旨の通知書(様式第19号)により申請者に対し、通知するものとする。

(許可標識)

第13条 条例第15条に規定する許可標識は、みなかみ町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例の許可標識(様式第20号)とする。

(着手の届出)

第14条 条例第16条に規定する着手の届出は、着手届出書(様式第21号)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 許可通知書の写し
- (2) 許可標識を設置した場所が明示された図面
- (3) 許可標識の設置の状況及び許可標識に記載された内容が分かる写真

(完了の届出)

第15条 条例第17条第1項に規定する届出は、完了届出書(様式第22号)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 工事における各工程の写真
- (2) 現況写真
- (3) 事業区域の位置を示す図面
- (4) 土地利用計画平面図

2 条例第17条第2項に規定する通知は、確認済書(様式第23号)により行うものとする。

(関係書類の閲覧)

第16条 事業者は、条例第18条に規定する閲覧をさせる場合は、あらかじめ、閲覧をさせる場所及び時間を定めてあら行わなければならない。

(指導、助言及び勧告)

第17条 条例第20条第1項に規定する指導及び助言は、指導・助言書(様式第24号)により行うものとする。

2 条例第20条第2項に規定する勧告は、勧告書(様式第25号)により行うものとする。

(命令)

第18条 条例第21条に規定する命令は、命令書(様式第26号)により行うものとする。

(身分証明書)

第19条 条例第27条第2項に規定する身分を証明する書類は、身分証明書(様式第27号)とする。

(地位承継の届出)

第20条 条例第28条第1項に規定する届出は、地位承継届出書(様式第28号)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 地位を承継した者の登記事項証明書、定款及び会社の概要(これらの者が個人である場合にあつては、当該者の住民票)

(2) 事業運営のための資金があることを証する書面(残高証明書等)

(3) その他町長が必要と認める書類

(発電事業終了の届出)

第21条 条例第29条第1項の規定による届出は、発電事業終了届出書(様式第29号)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 国に提出した再生可能エネルギー発電事業廃止届出書の写し

(書類の提出部数)

第22条 条例及びこの規則に基づき町長に提出する書類は、正本及び副本とし、その部数は、正本にあつては1部、副本にあつては町長が必要とする部数とする。

(その他)

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表 1 (第3条関係)

土地の利用規制	関係法令等	抑制区域
自然地域関係	自然公園法	国立公園（特別保護地区、 第1～3種特別地域、普通地域）
	群馬県自然環境保全条例	自然環境保全地域特別地区
	鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適 正化に関する法律	鳥獣保護区特別保護地区、鳥獣保護区
	群馬県温泉事務指導要綱	温泉保護のための区域
農林地帯関係	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域（農用地区域）
	農地法	第1種農地
	森林法	保安林、地域森林計画の対象民有林
災害防止関係	砂防法	砂防指定地
	地すべり等防止法	地すべり防止区域
	急傾斜地の崩壊による災害の防止 に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域
	土砂災害警戒区域等における土砂 災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域
	群馬県調査	土砂災害危険箇所等（土石流危険溪流、 土石流危険区域、地すべり危険箇所、 地すべり危険地区、急傾斜地崩壊危険箇所）
公共物保全関係	河川法	河川区域、河川保全区域
文化財関係	文化財保護法	重要文化財、国指定文化財、名勝、 天然記念物等指定地、埋蔵文化財包蔵地
	群馬県文化財保護条例	県指定文化財
	みなかみ町文化財保護条例	町指定文化財
景観関係	みなかみ町景観条例	谷川温泉景観形成重点地区

別表2（第5条関係）

項目	許可基準の内容
全般	1 関係法令、関係条例及びその他ガイドライン等の規定に従うこと。 2 町の関係部署及び関係行政機関と事前に相談又は協議を行い、必要な手続等を行うこと。 3 事業を行うために必要な資力及び信用があること。
事業区域の明確化	1 土地及び周辺地域の調査を行うこと。 2 事業区域に隣接する土地等との境界を確定確認すること。
地域との関係構築	1 地域住民等と適切なコミュニケーションを図ること。 2 事業計画の策定に当たっては、事業内容を十分に説明し、理解を得た上で必要な対策をすること。 3 地域住民等から要請があった場合は、誠意を持って対応すること。
事業の設計	1 工事の設計基準は、みなかみ町開発事業指導要綱(平成17年みなかみ町告示第60号)第9条の規定による基準を順守すること)
周辺環境への配慮	1 発電設備の設置に当たり、日照障害、テレビ電波障害、騒音等、地域住民等又は周辺環境に影響がある場合は、適切な対策をすること。 2 太陽光発電設備の場合、モジュールからの反射光が周辺環境を害することがないよう適切な措置を行うこと。 3 土砂の流出等により、水源の濁りが生じることがないように対策をすること。 4 動植物について重要種の生育又は生息が確認される場合は、その生育群への影響の回避又は必要に応じて移植などの措置を行うこと。 5 みなかみ町景観計画の基準に沿った設計及び措置を行うこと。
防災対策	次のとおり、土地の形状や地域の状況に応じた適切な設計、措置を行うこと。 1 盛土又は切土面の保護が必要な場合には、擁壁、石張り、吹付、法枠、法面排水等の対策をすること。 2 切土又は盛土をする場合で、地下水により崖崩れ又は土砂の流出の恐れがあるときは、事業区域内の地下水を排出する排水施設の設置等の適切な措置を行うこと。 3 崖地の地域に設置する場合は、崖肩からの離隔、崖肩沿い排水など崖地の崩壊対策をすること。 4 湧水がある場合は、地下排水管の設置など適切な措置を行うこと。 5 地下浸透水又は湧水を上水などで生活に利用している地域では、水質の悪化又は水量の低下を生じないように対策をすること。 6 軟弱地盤の場合は、区域外の隆起又は沈下を生じないように地盤改良など適切な措置を行うこと。 7 降雨等により土砂の流出又は山腹崩壊等の山地災害が懸念される地域には、擁壁の設置など適切な措置を行うこと。 8 風雪害に対する適切な措置を行うこと。 9 事業区域からの雨水流出を抑制し、水害の防止を図るため、区域内に調整池、浸透施設等の雨水処理に必要な施設を設置すること。また、その際は雨水流量計算を行い、適切な部材の選定をすること。なお、雨水流量計算の方法等については、群馬県県土整備部建築課発行「都市計画法に基づく開発許可制度の手引」を参照すること。 10 架台下は適切な敷材を使用すること。
事業の施工	1 災害の防止及び生活環境等の保全に十分留意し、適正な施工計画をたてること。
維持管理計画	1 保守点検計画及び維持管理計画の策定及び体制の構築を行うこと。
非常時対応	1 災害又は事故など非常時の対応方針を関係者間で事前に定め、緊急連絡網及び事象別の対応を示したマニュアルを作成するなど、円滑に対応できるよう体制を整えること。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

みなかみ町長 様

事業者 住 所
 (所在地)
 氏 名
 (名称及び代表者氏名)

事業計画の許可申請書

次のとおり再生可能エネルギー発電設備の設置を行いたいので、みなかみ町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例第10条第1項の規定により申請します。

事業名		
事業区域	所在	みなかみ町
	面積	m ²
発電概要	発電施設種別	
	定格出力	k W
	想定年間発電量	k W h
再生可能エネルギー発電設備	設置規模 (枚数・基数)	枚・基
	設置面積	m ²
工事施行者	住所（所在地）	
	氏名 (名称・代表者)	
	電話番号	

工事予定期間	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
事業の施行に必要となる法令及び他の条例の許認可の取得の状況		
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第16条第1項の規定による電気事業者との特定契約の締結状況		

添付書類

- 1 みなかみ町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例施行規則第4条第1号から第17号に掲げる書類
- 2 事前協議終了通知書（様式第11号）の写し

事業者 住 所
 (所在地)
 氏 名
 (名称及び代表者氏名)

事業計画書

事業区域	所在	みなかみ町
	面積	m ²
期間	工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
	発電予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
発電概要	発電施設の種別	
	定格出力	k W
	想定年間発電量	k W h
再生可能 エネルギー 発電設 備	製品型番等	
	設置枚数・基数	枚・基
	設置面積	m ²
	発生騒音量（公称値）	d b
付属設備 等（パワ ーコンデ ィション ー等）	製品型番等	
	設置箇所数	か所
	容量	k W h
	定格出力	k W
	発生騒音量（公称値）	d b

自然環境の保全のための方策	
景観の保全のための方策	
日照障害、テレビ電波障害、騒音等による生活環境に対する調査及び被害を防止するための措置	
排水施設その他土砂等の流出及び崩壊を防止する施設の計画	
風雪害に対する調査及び対策のための措置	
その他災害、事故等の発生を防止するための措置	
事業の資金計画	
事業の施行に必要となる法令及び他の条例の許認可の取得に関する状況、計画	
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第16条第1項の規定による電気事業者との特定契約の締結状況	

設置事業の完了後における再生可能エネルギー発電設備の維持管理の計画		
非常時の対応計画		
工事施行者	住所（所在地）	
	氏名 （名称・代表者）	
	電話番号	
電気事業者	住所（所在地）	
	氏名 （名称・代表者）	
	電話番号	
設置後の区域の管理者	住所（所在地）	
	氏名 （名称・代表者）	
	電話番号	
	管理内容等	
点検予定業者等	住所（所在地）	
	氏名 （名称・代表者）	
	電話番号	
	点検の頻度	

点検概要 (点検頻度、補修・更新時期等が異なる場合はそれぞれ明記すること)	点検項目等	発電設備について
		付属品等について
		その他必要な点検項目
緊急時の 連絡先	住所 (所在地)	
	氏名 (名称・代表者)	
	電話番号	

年 月 日

事業者 住所
 (所在地)
 氏名
 (名称及び代表者氏名)

立地環境に関する概要書

1 事業区域の概要

所在	みなかみ町
面積	m ²

2 事業区域の土地利用規制等の状況

(1) 自然環境の保全に関する規制区域

	国立公園（特別保護地区、第1～3種特別地域、普通地域） （自然公園法）
	自然環境保全地域特別地区 （群馬県自然環境保全条例）
	鳥獣保護区、特別保護地区 （鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）

(2) 農林地区域

	農業振興地域（農用地区域） （農業振興地域の整備に関する法律）
	第1種農地 （農地法）
	保安林、地域森林計画の対象民有林 （森林法）

(3) 災害防止に関する規制地域

	砂防指定地 （砂防法）
	地すべり防止区域 （地すべり等防止法）
	急傾斜地崩壊危険区域 （急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）

	土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)
	土砂災害危険箇所等(土石流危険渓流、土石流危険区域、地すべり危険箇所、地すべり危険地区、急傾斜地崩壊危険箇所)

(4) 公共物保全関係

	河川区域、河川保全区域 (河川法)
--	----------------------

(5) 文化財関係

	重要指定文化財、国指定文化財、名勝、天然記念物等指定地、埋蔵文化財包蔵地 (文化財保護法)
	県指定文化財、町指定文化財 (群馬県文化財保護条例、みなかみ町文化財保護条例)

(6) 景観関係

	谷川温泉景観形成重点地区 (大字谷川地区の内国有林を除いた地区)
--	-------------------------------------

3 事業区域への主たる進入経路及び前面道路の状況

路線名	線
前面道路幅員	m
搬入経路 (国道、県道又は町道から事業区域までの進入経路を記載してください。)	
再生可能エネルギー発電設備の搬入及び設置を行う時間帯	: ~ :

様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

みなかみ町再生可能エネルギー発電設備設置審議会長 様

みなかみ町長



再生可能エネルギー発電設備設置の申請に係る許可について（付議）

このことについて、みなかみ町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例第10条第1項の規定による許可・第14条第1項の規定による変更許可の申請がありましたので、同条例施行規則第6条第2項の規定に基づき付議します。

なお、同条例施行規則第6条第3項に規定する、本件に関する本町の意見は下記のとおりです。

記

様式第5号（第6条関係）

第 号
年 月 日

みなかみ町長 様

みなかみ町再生可能エネルギー発電設備設置審議会長

再生可能エネルギー発電設備設置の申請に係る許可について（答申）

年 月 日付第 号で付議を受けた許可・変更許可の申請について、別紙のとおり答申します。

年 月 日

みなかみ町長 様

事業者 住 所
(所在地)
氏 名
(名称及び代表者氏名)
電話番号

事業計画に係る事前協議書

みなかみ町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例第12条第1項の規定により、次の事業について関係書類を添えて届け出ます。

事業名	
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第3項に規定する発電施設の種別 (該当する番号に○)	1 太陽光 2 風力 3 水力 4 地熱 5 バイオマス
定格出力	k W
想定年間発電量	k W h
事業区域の所在	みなかみ町
事業区域の面積	m ²

様式第7号（第7条関係）

第 号

年 月 日

様

みなかみ町長



審査指示書

年 月 日付け提出の事業計画に係る事前協議書について、みなかみ町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例第12条第3項の規定により、下記のとおり指示します。

記

事業計画届出書受付年月日	年 月 日	
受付番号		
発電施設の種別・定格出力		
事業区域	所在	
	面積	
審査指示事項	1 計画の変更 別紙のとおり 2 留意事項	
備考		

年 月 日

みなかみ町長 様

事業者 住 所
(所在地)
氏 名
(名称及び代表者氏名)

審査指示事項報告書

審査指示書（ 年 月 日 第 号）により指導・助言のあったことについて、みなかみ町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例第12条第5項の規定により、次のとおり報告します。

受付番号		
事業名		
発電施設の種別・定格出力		
事業区域	所在	みなかみ町
	面積	m ²
回答内容		

様式第9号（第7条関係）

年 月 日

みなかみ町長 様

事業者 住 所
(所在地)
氏 名
(名称及び代表者氏名)

事前協議取下書

年 月 日付で提出した事業計画に係る事前協議書による協議は、みなかみ町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例第12条第6項の規定により、次のとおり取り下げます。

受付番号		
事業名		
発電施設の種別・定格出力		
事業区域	所在	みなかみ町
	面積	m ²
取下げの理由		

年 月 日

みなかみ町長 様

事業者 住 所
(所在地)
氏 名
(名称及び代表者氏名)

事前協議変更届

年 月 日付けで提出した事業計画に係る事前協議書について、次のとおり変更するので、みなかみ町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例第12条第7項の規定により届け出ます。

受付番号		
事業名		
発電施設の種別・定格出力		
事業区域	所在	みなかみ町
	面積	m ²
変更事項		
変更理由		

添付書類

- 1 変更内容が確認できる書類

様

みなかみ町長



事前協議終了通知書

年 月 日付けで届出がありました再生可能エネルギー発電設備の設置に係る事業計画については、審査の結果、みなかみ町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例の基準に適合していると認められたので、みなかみ町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例第12条第8項の規定により協議が終了したことを通知します。

事業名		
発電施設の種別・定格出力		
事業区域	所在	みなかみ町
	面積	m ²

注 この事前協議終了通知書の有効期間は、通知した日の翌日から起算して1年が経過する日までとします。

様式第12号（第8条関係）

再生可能エネルギー発電設備設置計画についてのお知らせ		
事業者	住所（所在地）	
	氏名 （名称・代表者）	
	電話番号	
事業区域	所在	みなかみ町
	面積	m ²
発電施設の種別		
定格出力		k W
想定年間発電量		k W h
予定工事期間		
工事施行者	住所（所在地）	
	氏名 （名称・代表者）	
	電話番号	
現場代理人	氏名	
	電話番号	
予告標識設置		年 月 日

年 月 日

みなかみ町長 様

事業者 住 所
 (所在地)
 氏 名
 (名称及び代表者氏名)

予告標識設置報告書

次のとおり予告標識を設置したので、みなかみ町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例第13条第4項の規定により、関係書類を添えて報告します。

受付番号		
事業名		
発電施設の種別・定格出力		
事業区域	所在	みなかみ町
	面積	m ²
定格出力		k W
想定年間発電量		k W h
工事予定期間		年 月 日から 年 月 日まで
工事施行者	住所（所在地）	
	氏名（名称・代表者）	
現場代理人	氏名	
	電話番号	
予告標識の設置年月日		年 月 日

添付書類

- 1 予告標識を設置した場所が明示された図面
- 2 予告標識の設置状況及び記載内容が分かる写真

様式第14号（第8条関係）

年 月 日

みなかみ町長 様

事業者 住 所
(所在地)
氏 名
(名称及び代表者氏名)

予告標識設置変更報告書

次のとおり予告標識の内容を変更したので、みなかみ町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例第13条第4項の規定により、関係書類を添えて報告します。

受付番号		
事業名		
発電施設の種別・定格出力		
事業区域	所 在	みなかみ町
	面 積	m ²
変更事項		
変更内容		

添付書類

- 1 変更後の予告標識を設置した場所が明示された図面
- 2 変更後の予告標識の設置状況及び記載内容が分かる写真

年 月 日

みなかみ町長 様

事業者 住 所
 (所在地)
 氏 名
 (名称及び代表者氏名)

説明会開催報告書

次のとおり地域住民等に対する説明会を開催したので、みなかみ町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例第13条第4項の規定により、関係書類を添えて報告します。

受付番号		
事業名		
発電施設の種別・定格出力		
事業区域	所在	みなかみ町
	面積	m ²
開催日時		年 月 日 時 分 から 時 分まで
開催場所		
出席者の状況		地域住民等 名 説明者 名

添付書類

- 1 説明会で配布した資料
- 2 説明会出席者名簿
- 3 説明会議事録
- 4 その他町長が必要と認める書類

年 月 日

みなかみ町長 様

事業者 住 所
 (所在地)
 氏 名
 (名称及び代表者氏名)

協議結果報告書

次のとおり地域住民等と協議したので、みなかみ町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例第13条第4項の規定により、報告します。

事業名		
発電施設の種別・定格出力		k W
事業区域	所在	みなかみ町
	面積	m ²
協議日時		年 月 日 時 分 から 時 分まで
協議場所		
協議内容	意見の概要	
	回答の概要	

年 月 日

みなかみ町長 様

事業者 住 所
(所在地)
氏 名
(名称及び代表者氏名)

事業計画の変更許可申請書

次のとおり再生可能エネルギー発電設備設置の内容を変更したいので、みなかみ町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例第14条第1項の規定により申請します。

事業名		
発電施設の種別・定格出力		
事業区域	所 在	みなかみ町
	面積	m ²
変更事項		
変更内容		

添付書類

- 1 変更内容が確認できる書類

様式第18号（第12条関係）

第 号

年 月 日

様

みなかみ町長



許可通知書

年 月 日付で申請のあった（事業名）については、みなかみ町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例第10条第1項・第14条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

記

- 1 発電施設の種別・定格出力
- 2 事業区域の所在
- 3 事業区域の面積
- 4 許可の条件

様

みなかみ町長



許可しない旨の通知書

年 月 日付で申請のあった（事業名）については、下記の理由により許可しないことを通知します。

記

- 1 発電施設の種別・定格出力
- 2 事業区域の所在
- 3 事業区域の面積
- 4 不許可とする理由

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内にみなかみ町長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、みなかみ町を被告として（訴訟においてみなかみ町を代表する者はみなかみ町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第20号（第13条関係）

みなかみ町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例の許可標識			
許可を受けた者	住所（所在地）		
	氏名 （名称・代表者）		
	電話番号		
許可の概要	許可番号		
	許可年月日		
	事業区域	所在	みなかみ町
		面積	m ²
	発電施設種別		
	定格出力		
	想定年間発電量		
	工事期間		
工事施行者	住所（所在地）		
	氏名 （名称・代表者）		
	電話番号		
許可をした機関	名称	みなかみ町役場	
	連絡先		

年 月 日

みなかみ町長 様

事業者 住 所
(所在地)
氏 名
(名称及び代表者氏名)

着手届出書

次のとおり再生可能エネルギー発電設備設置に着手するので、みなかみ町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例第16条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

許可番号	許可第 号	
許可年月日	年 月 日	
事業名		
発電施設の種別・定格出力		
事業区域	所在	みなかみ町
	面積	m ²
着手する年月日	年 月 日	

添付図書

- 1 許可通知書（様式第18号）の写し
- 2 許可標識を設置した場所が明示された図面
- 3 許可標識の設置の状況及び許可標識に記載された内容が分かる写真

年 月 日

みなかみ町長 様

事業者 住 所
 (所在地)
 氏 名
 (名称及び代表者氏名)

完了届出書

次のとおり再生可能エネルギー発電設備設置を完了したので、みなかみ町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例第17条第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

許可番号	許可第 号
許可年月日	年 月 日
事業名	
発電施設の種別・定格出力	
事業区域	所在 みなかみ町
	面積 m ²
完了をした年月日	年 月 日

添付図書

- 1 工事における各工程の写真
- 2 現況写真
- 3 事業区域に係る位置図
- 4 土地利用計画平面図

様式第23号（第15条関係）

第 号
年 月 日

様

みなかみ町長



確 認 済 書

年 月 日付で届出のあった再生可能エネルギー発電設備設置の完了届出書については、確認の結果、許可の内容に適合しているため、みなかみ町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例第17条第2項の規定により通知します。

記

再生可能エネルギー発電設備設置の許可	許可番号		第 号
	許可年月日		年 月 日
	発電施設の種別・定格出力		
	事業区域	所在	みなかみ町
面積		m ²	
確認日			年 月 日

様式第24号（第17条関係）

第 号
年 月 日

様

みなかみ町長



指導・助言書

みなかみ町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例第20条第1項の規定に基づき、次の措置をとることを指導・助言します。

事業名	
事業区域の所在	みなかみ町
指導・助言に係る措置の内容	
本件の担当課	みなかみ町役場（担当課） 電話番号

※指導・助言に係る措置の内容を実施した場合は、遅滞なく担当課まで連絡してください。

様

みなかみ町長



勸告書

みなかみ町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例第20条第2項の規定に基づき、次の措置をとることを勧告します。

事業名	
事業区域の所在	みなかみ町
勧告に係る措置の内容	
措置の期限	年 月 日
本件の担当課	みなかみ町役場（担当課） 電話番号

※措置の期限までに、勧告に係る措置の内容を実施した場合は、遅滞なく担当課まで連絡してください。

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内にみなかみ町長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、みなかみ町を被告として（訴訟においてみなかみ町を代表する者はみなかみ町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様

みなかみ町長



命 令 書

年 月 日付け第 号により勧告を行った事業について、みなかみ町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例第21条の規定に基づき、次のとおり命令します。

事業名	
事業区域の所在	みなかみ町
命令の内容	
措置の期限	年 月 日
本件の担当課	みなかみ町役場（担当課） 電話番号

※措置の期限までに、命令の内容を実施した場合は、遅滞なく担当課まで連絡してください。

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内にみなかみ町長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、みなかみ町を被告として（訴訟においてみなかみ町を代表する者はみなかみ町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第27号（第19条関係）

（表面）

身分証明書		No.
所属課		
職名		
氏名		
生年月日		
<p>この者は、みなかみ町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例第27条第1項の規定に基づく立入検査の権限を有する者であることを証明する。</p>		
有効期限	年 月 日まで	
	年 月 日	
みなかみ町長		

（裏面）

<p>みなかみ町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例（抜粋）</p> <p>（立入調査等）</p> <p>第27条 町長は、この条例の施行に関し、必要な限度において、町の職員を事業者の事業所又は事業区域に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>2 町の職員は、前項に規定する立入調査等を行うときは、その身分を証明する書類を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p>
--

年 月 日

みなかみ町長 様

事業者又は 住 所
 土地所有者等 (所在地)
 氏 名
 (名称及び代表者氏名)

地位承継届出書

次のとおり許可を受けた事業者から地位を承継したので、みなかみ町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例第28条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

被承継者に関する事項	住所（所在地）		
	氏名（名称及び代表者氏名）		
	許 可 番 号		第 号
	許 可 年 月 日		年 月 日
	事 業 名		
	事業区域	所 在	みなかみ町
面 積		m ²	
承 継 年 月 日		年 月 日	
承 継 事 項			
承 継 の 理 由			

添付書類

- 1 地位を承継した者の登記事項証明書、定款及び会社の概要（これらの者が個人である場合にあっては、当該者の住民票）
- 2 地位承継の内容が確認できる書類（契約書写し等）
- 3 事業運営のための資金があることを証する書面（残高証明書等）
- 4 その他町長が必要と認める書類

様式第29号（第21条関係）

年 月 日

みなかみ町長 様

事業者 住 所
(所在地)
氏 名
(名称及び代表者氏名)

発電事業終了届出書

次のとおり発電事業を終了するので、みなかみ町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例第29条第1項の規定により届け出ます。

事 業 名		
許 可 番 号	第 号	
許 可 年 月 日	年 月 日	
事業区域	所在地	みなかみ町
	面積	m ²
終了する年月日	年 月 日	

添付書類

- 1 国に提出した再生可能エネルギー発電事業廃止届出書の写し